

平成 26 年 2 月 24 日

各位

会社名 日本テクノ・ラボ株式会社  
代表社名 代表取締役社長 松村 泳成  
コード番号 3849 札幌証券取引所  
問い合わせ先 管理部長 鈴木 孝男  
電話番号 03-5276-2810  
(URL <http://www.ntl.co.jp/>)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件の株式の分割及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	8,480 株
今回の分割により増加する株式数	839,520 株
株式の分割後の発行済株式総数	848,000 株
株式の分割後の発行可能株式総数	4,392,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成 26 年 3 月 14 日（金曜日）
基準日	平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）
効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）
新規記録日	平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

(ご参考)平成26年3月27日(木)をもって札幌証券取引所アンビシャスにおける売買単位も100株に変更されます。

### 4. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年4月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ その他、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>43,920</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4,392,000</u> 株とする。
[新設]	(単元株式数) <u>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</u>
第 <u>7</u> 条～第 <u>27</u> 条 [条文省略]	第 <u>8</u> 条～第 <u>28</u> 条 [現行どおり]

以上